

成年年齢の引き下げに対応した家庭科の履修学年について（案）

1. 成年年齢の引下げについて

平成 30 年 6 月の民法の改正により平成 34（2022）年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が 18 歳未満までとなる。

このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

2. 家庭科における消費者教育について

現行学習指導要領の家庭科に属する科目（「家庭基礎」、「家庭総合」、「生活デザイン」）においては、現在も、全ての生徒を対象に消費生活に関わる内容を学習することとしているところ、移行期間においては、移行措置として、新学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとした。

3. 学習指導要領における家庭科の履修学年について

平成 32 年度以降の入学生は、高等学校第 3 学年在籍中に、順次、成年（18 歳）となる。

このため、第 3 学年で家庭科を履修する場合、生徒によっては、消費者教育に関する内容を学習する前に成年となってしまうため、第 2 学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。

	高校生			卒業後		
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	18 歳	19 歳	20 歳
	15 歳 16 歳	16 歳 17 歳	17 歳 18 歳	18 歳 19 歳	19 歳 20 歳	20 歳 21 歳
H29 年度入学生	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
H30 年度入学生	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度
H31 年度入学生	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度
H32 年度入学生	H32 年度	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度
H33 年度入学生	H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
H34 年度入学生	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度
H35 年度入学生	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度
H36 年度入学生	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度	H41 年度

※平成 34 年 4 月 1 日より、満 18 歳が成年となる。（成年：黄色塗りつぶし）

※平成 34 年度入学生より、新学習指導要領の実施となる。（対象：赤字）

○現行学習指導要領の一部改訂（平成 32・33 年度入学生）

現行学習指導要領における家庭科「家庭基礎」の「2(2)生活の自立及び消費と環境」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させる。

○新学習指導要領の一部改訂（平成 34 年度入学生～）

新学習指導要領における家庭科「家庭基礎」及び「家庭総合」の「C 持続可能な消費生活・環境」を、第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させる。